

平成17年 6月28日

株 主 各 位

東京都昭島市松原町3丁目3番7号

株式会社タチエス

代表取締役社長 樽見耕作

第53回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第53回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第53期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
 2. 第53期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
上記1、2について、各計算書類の内容及び監査結果の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案 第53期利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき5円と決定いたしました。
- 第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の要旨は次のとおりであります。
- (1) 平成17年1月27日付公募増資及び平成17年2月25日付第三者割当増資並びに平成17年5月23日付株式分割による新株式発行により、発行済株式の総数が35,022,846株（平成17年5月23日現在）となりましたので、将来の資金調達、資本政策などの機動性向上に備えるため、所要の変更を行いました。
 - (2) 「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号 平成15年4月1日施行）により、単元未満株式の買増制度が創設されました。当社は、平成17年5月23日付で株式分割を実施したことにより、単元未満株式を所有する株主が増加したため、株主の皆様のご便宜を図るため、所要の変更を行いました。
 - (3) 監査役の任期の経過措置を定めた附則が失効することに伴い、削除しました。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり取締役に齊藤 潔、樽見耕作、小池満也、近藤 仁、田口裕史の5氏が再選され、川崎 守、松下和好、三木浩之、工藤恭一の4氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり監査役に河合弘之、坪井道好の両氏が再選され、就任いたしました。

第5号議案 退任取締役に對し退職慰勞金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役高橋正宜、白鳥浩之、堀尾悌介の3氏に對し、在任中の功勞に報いるため、当社の定める基準に従って、相当額の範囲内で退職慰勞金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会に一任することで承認可決されました。

以 上

本總會終了後、監査役の互選により常勤監査役に小泉忠男氏が就任いたしました。

この結果、取締役及び監査役の体制は、次のとおりとなりました。

代表取締役 会 長	齊 藤	潔	取 締 役	三 木 浩 之
代表取締役 社 長	樽 見 耕 作	取 締 役	工 藤 恭 一	
代表取締役	小 池 満 也	監査役(常勤)	小 泉 忠 男	
取 締 役	近 藤 裕 仁	監 査 役	河 合 弘 之	
取 締 役	田 口 裕 史	監 査 役	坪 井 道 好	
取 締 役	川 崎 守 好	監 査 役	宮 下 卓 也	
取 締 役	松 下 和 好			

また、本總會終了後開催の取締役会において、次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

最 高 執 行 者	樽 見 耕 作	常務執行役員	小 林 英 雄
副 社 長	小 池 満 也	常務執行役員	野 上 義 之
常務執行役員	近 藤 裕 仁	執行役員	久 次 米 義 憲
常務執行役員	田 口 裕 史	執行役員	福 田 耕 二
常務執行役員	川 崎 守 好	執行役員	朝 比 奈 耕 二
常務執行役員	松 下 和 浩	執行役員	矢 川 島 清 二
常務執行役員	三 並 木 利 光	執行役員	中 川 村 治
常務執行役員		執行役員	伊 中 村 月 憲

以 上

利益配当金のお支払いについて

第53期利益配当金（1株につき5円）は、6月29日（水曜日）からお支払いを開始いたしますので、同封の郵便振替支払通知書により、お近くの郵便局においてお受け取りください。お受け取りの際は、郵便振替支払通知書裏面のご注意書きをご覧ください。

なお、利益配当金のお振込をご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

貸借対照表及び損益計算書のホームページへの掲載について

当社は、貸借対照表及び損益計算書を、決算公告に代えて、ホームページに掲載しておりますのでお知らせいたします。

当社のホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.tachi-s.co.jp/>

単元未満株式の買増制度導入について

当社定款の変更により「単元未満株式の買増制度」を導入いたしました。単元未満株式を有する株主様は、その単元未満株式の数と併せて1単元（100株）になる数の株式を、当社に対して買増請求することができます。

お手順などの詳細につきましては、当社名義書換代理人である中央三井信託銀行までお問い合わせください。

なお、保管振替制度ご利用の株主様は、お取引のある証券会社までお問い合わせください。